

退職手当の支給事務等を栃木県市町村総合事務組合
において共同処理することに伴う関係条例の整理に
関する条例の制定について

次のように定める。

令和6年2月20日提出

鹿沼市長 佐藤 信

退職手当の支給事務等を栃木県市町村総合事務組合において共同処理する
ことに伴う関係条例の整理に関する条例

(鹿沼市職員の退職手当に関する条例等の廃止)

第1条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 鹿沼市職員の退職手当に関する条例（昭和29年鹿沼市条例第5号）
- (2) 鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鹿沼市条例第30号）
- (3) 鹿沼市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年鹿沼市条例第13号）

(鹿沼市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 鹿沼市職員の育児休業等に関する条例（平成4年鹿沼市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条及び第19条 削除

(鹿沼市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 鹿沼市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年鹿沼市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(鹿沼市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第4条 鹿沼市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年鹿沼市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(鹿沼市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部改正)

第5条 鹿沼市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年鹿沼市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第10条を削り、第11条を第10条とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年鹿沼市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第7条」を「第6条」に改める。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鹿沼市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第7条」を削る。

第5条中「。第7条において同じ」を削る。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第15条中「第18条まで」を「第16条まで」に改める。

第17条及び第18条を削り、第19条を第17条とする。

附則第2項中「第19条」を「第17条」に改める。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(和41年鹿沼市条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表第1退職手当審査会委員の項及び公務災害補償等審査会委員の項を削る。

(鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年鹿沼市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「加給並びに退職手当」を「手当」に改め、同条第2項中「加給」を「手当」に改める。

第3条中「加給」を「手当」に改める。

第13条及び第14条を次のように改める。

第13条及び第14条 削除

(鹿沼市職員等公務災害見舞金支給条例の一部改正)

第10条 鹿沼市職員等公務災害見舞金支給条例(平成7年鹿沼市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年鹿沼市条例第30号)」を「栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成24年栃木県市町村総合事務組合条例第5号)」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他市長が特に必要と認める者

第7条中「補償法別表」を「地方公務員災害補償法施行規則(昭和42年自治省令第27号)別表第3又は労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表第1」に改め、同条に次の2項を加える。

2 障害見舞金の支給を受けた者が、当該障害の程度に変更があったため、別表中の上位の等級に該当するに至った場合又は同一傷病により死亡した場合は、新たに支給する見舞金の額から既に支給した障害見舞金の額を差し引いた額を支給する。ただし、離職後において障害の等級に変更があった場合又は死亡した場合の見舞金の調整は、行わないものとする。

3 身体に障害のある者が、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合は、その障害見舞金の額から従前の障害に応ずる別表の障害等級の障害見舞金の額を差し引いた額を支給する。

第9条中「又は補償条例」を「、補償条例又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「、第10条」を削り、同表備考を削る。

(鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正)

第11条 鹿沼市基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和39年鹿沼市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「鹿沼市職員の退職手当に関する条例（昭和29年鹿沼市条例第5号）の規定により職員に給する退職手当」を「栃木県市町村総合事務組合において共同処理する退職手当の支給事務に係る負担金」に改める。

（鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第12条 鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年鹿沼市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、勤勉手当及び退職手当」を「及び勤勉手当」に改める。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

第18条の見出し中「給与等」を「給与」に改め、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（退職手当に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の退職に係る次に掲げる条例の規定による退職手当については、なお従前の例による。
 - (1) 第1条の規定による廃止前の鹿沼市職員の退職手当に関する条例第2条第1項
 - (2) 第9条の規定による改正前の鹿沼市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条
 - (3) 第12条の規定による改正前の鹿沼市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第15条第1項
（施行日前に発生した災害に対する補償）
- 3 施行日前に公務上の災害又は通勤による災害を受けた者であって、施行日の前日までに第1条の規定による廃止前の鹿沼市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例又は鹿沼市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による補償を受けていないものに対する補償については、栃木県市町村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成24年栃木県市町村総合事務組合条例第5号）の定めるところによる。